「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」(第16回)[議事要旨]

- 1 日 時 平成15年6月13日(金) 10:00~13:00
- 2 場 所 人事院第1特別会議室
- 3 出席委員(敬称略)

神代和欣座長、笹島芳雄座長代理、安藤俊裕、稲継裕昭、今野浩一郎、嶋津昭、西村美香、眞仁田勉、山路憲夫の各委員(佐藤博樹委員は欠席。座長、座長代理以外は五十音順。)

4 審議経過

基本報告について意見交換が行われ、委員から、大要、次のような意見等があった。

国家公務員の給与水準の推移が分かるような資料を入れられないだろうか。

転勤手当について、転勤後の昇給等により俸給や地域手当の額が増加する分、転勤手当の支給額が逓減するため、職務能力の向上等があっても実質的には昇給がないのと同様になるとの批判があるが、転勤手当の額が減っても俸給や地域手当の額が増加することによって、はね返り等で影響が生じる手当等はないのか。賞与等に反映する部分があるのであれば、全くインセンティブがないわけではない。

現行の調整手当は賞与の算定基礎となっているが、新たな地域関連手当についてはどうすべきかについて、研究会ではあまり議論していない。具体化に当たってはこの点について検討してほしい。月例給として地域関連手当を支給し、職員の生活に配慮すれば、賞与の算定基礎にまで地域関連手当を含める必要はないのではないか。

転勤により給与水準が低下しないようにするとの観点から転勤手当を検討してきたが、その場合の給与水準とは月例給以外に賞与も含んだ年収という方が整合性があるのではないか。また、月例給は維持されるが賞与は下がるとなると、当局としても人事異動させづらくなるのではないか。

転勤手当の支給期間については、現行の調整手当の3年間の異動保障は 長すぎるのではないかとの議論がある中で、3年よりも短くすべきとの二 ュアンスを入れた方がいいのではないか。

全体の文脈からすれば、あえて明記しなくても転勤手当は3年より短い ものだということが分かるのではないか。

転勤手当の支給期間を例えば2年と書けば、当局は3年目に給与が下がるのは人事管理上問題があると考え、転勤期間を2年以内としてローテーションさせることとなり、転勤の回数は現行よりも多くなるのではないか。制度を構築する際にはその点を当局や職員団体と十分話し合って転勤手当の支給期間等を検討してほしい。

転勤手当の支給期間は、昇給率が比較的高いと思われる若い世代では 1、2年で支給が終了してしまうことが考えられる一方で、昇給率が比較的低い管理職層の場合、若い世代よりも長い期間転勤手当の支給が必要となり、職員間でアンバランスが生じる。具体的制度設計の際にはその点、十分な考慮が必要。

ネーミングも大事。転勤手当という名前を聞くと、一般の人に、公務員は転勤すると必ず手当が出るとの誤解を与える恐れがある。一時金であるかのようなイメージもある。研究会の基本報告としては仮称とした上で、 実際に制度を構築する際には、より適切な名称を検討すべきである。

アメリカでは転勤に伴う実費弁償はかなり手厚くなっており、仮に自宅を引き払う必要が生じた場合には、その処分費用まで負担している。日本は公務員住宅が用意されているといっても宿舎の現状復帰に要する費用が掛かり過ぎ、また、現状復帰の内容が不合理との声もよく聞く。そもそも実費弁償という意味でも現行の赴任旅費では足りないという話も多いので、国際水準並に国がもっと面倒を見るべき。

基本報告の内容については、おおむね了解が得られ、字句修正等について座長に一任された。基本報告の公表時期等についても7月の遅くない時期を目途に座長に一任された。

(文責 研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)

以上